

夢みなとタワー利用料金

資料 5

鳥取県告示第255号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワーの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 展示室及び展望室の入館料

区分	高等学校の生徒、学生又は一般人	小学校の児童又は中学校の生徒
個人	300円	150円
団体（10人以上20人未満のものに限る。）	270円	130円
団体（20人以上のものに限る。）	240円	120円

イ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の利用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
多目的ホールA	2,260円	4,620円	5,760円	12,440円
多目的ホールB	1,230円	2,360円	2,980円	6,480円
多目的ホールC	1,130円	2,260円	2,770円	5,960円
映像シアター	2,670円	5,340円	6,680円	14,400円
企画展示室	1,740円	3,700円	4,520円	9,970円

ウ 会議室利用料

区分	利用料（1時間につき）
第1会議室	420円
第2会議室	540円
第3会議室	1,140円
特別会議室（全室利用）	1,750円
特別会議室（ラウンジのみ利用）	730円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

エ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の延長利用料

区分	正午から午後1時まで	午後5時から午後6時まで	午前0時から午前9時まで及び午後9時から午後12時まで（1時間につき）
多目的ホールA	890円	1,380円	1,920円
多目的ホールB	490円	700円	990円
多目的ホールC	440円	670円	920円
映像シアター	1,050円	1,600円	2,230円
企画展示室	690円	1,110円	1,510円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として

計算する。

- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後9時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 全日（午前9時から午後10時まで）において利用する場合における午後9時から午後10時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 4 2日以上連続して利用する場合における午後9時から翌日午前9時までの間の利用に係る延長利用料は、多目的ホール、映像シアター又は企画展示室を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。

オ 多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室の冷暖房利用料

区分		利用料
多目的ホール、映像シアター及び企画展示室	午前の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×午前の利用料÷3×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	午後の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×午後の利用料÷4×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	夜間の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×夜間の利用料÷3×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	全日の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×全日の利用料÷13×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	延長利用（正午から午後1時まで）の場合	延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	延長利用（午後5時から午後6時まで）の場合	延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
	延長利用（午前0時から午前9時まで及び午後9時から午後12時まで）の場合	延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×午前0時から午前9時まで及び午後9時から午後12時までの間の利用に係る延長利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
会議室	利用日における冷房又は暖房の利用時間×利用料×0.2(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)	

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

(2) 設備等利用料

区分	利用料
オーバーヘッドプロジェクター（スクリーンを含む。）	1台1時間につき 200円

マイク	1本1時間につき	100円
液晶プロジェクター（スクリーンを含む。）	一式1時間につき	460円
持込電源	1キロワット1時間につき	50円
スポットライト	1台1時間につき	200円
音響機器（マイクを除く。）	一式1時間につき	1,020円
音響機器（マイクを含む。）の設置、撤去、操作等のサービス	職員1人1時間につき	1,020円
シアター用液晶プロジェクター	一式1時間につき	1,020円
シアター用スライド映写機	1台1時間につき	510円
オーバーヘッドカメラ	1台1時間につき	200円
16ミリ映写機	1台1時間につき	720円
テレビ	1台1時間につき	200円
ドラムセット	一式1時間につき	510円
DVDプレーヤー	1台1時間につき	200円
カラオケセット（マイクを含む。）	一式1時間につき	2,050円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月26日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日